

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和2年4月9日	令和2年4月23日	社会福祉法人椿福祉会が提出した ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（平成30年度） ・福祉・介護職員処遇改善計画書（平成31年度） ・福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度）	部分公開	1 2 号	福祉局	運営指導課
令和2年4月26日	令和2年5月11日	<p>今なお新型コロナウイルスの感染が拡大している中、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいては、現在もファシリテーション研修、社会福祉施設職員の地域福祉実践講座、福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（中堅職員コース）など、研修開催の案内や研修受講の受付を継続しています。</p> <p>私は、大阪市社会福祉研修・情報センターの研修担当者に対して、ホームページでの告知を自粛してほしいと意見してまいりましたが、研修担当者からは、「一度掲載して発信した情報は依頼した講師との延期日程や実施方法の変更が決まらない限り掲載を削除することはできない仕組みになっている。」と説明を受けています。</p> <p>それでも、国が緊急事態宣言を発している今の時期は、市民の安全を担保するために自粛してほしいと繰り返し意見したところ、センター長の許可を得ることができないので、研修担当者の独断で削除することはできないと改めて説明を受けました。</p> <p>大阪市は、新型コロナウイルスの感染防止に向けて、全力で取り組んでいるのではないのでしょうか。</p> <p>私には、有事における大阪市社会福祉研修・情報センターの判断基準が理解できません。</p> <p>つきましては、大阪市社会福祉研修・情報センターが言う「一度掲載して発信した情報は依頼した講師との延期日程や実施方法の変更が決まらない限り掲載を削除することはできない仕組み」について、その仕組みを確認することができるすべての資料、ならびに大阪市社会福祉研修・情報センター長が国難とされる有事においても掲載の削除を許可しないと判断したその根拠を示すすべての資料を情報公開請求します。</p>	不存在	号	福祉局	地域福祉課